宇多津町告示第８０号

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、宇多津町契約規則（昭和４５年宇多津町規則第９号。以下「規則」という。）第５条第１項の規定により公告する。

令和５年６月１２日

宇多津町長　谷　川　俊　博

第１　入札に付する事項

　１　購入物品及び数量

　　　有人レジスター、釣銭機（硬貨部・紙幣部）、その他周辺機器　一式

　２　購入物品の要求諸元

　　　仕様書による

３　納入場所

　　宇多津町役場　出納室

４　納入期限

　　令和６年１月３１日

５　入札方法

　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分　の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

第２　契約書作成の要否

　　　要

第３　契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

　　　令和５年６月１２日から６月２３日まで（宇多津町の休日を定める条例（平成元年３月２２日条例第２号）を除く午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

　　　郵便番号769-0292

　　　香川県綾歌郡宇多津町1881番地

　　　宇多津町役場　出納室

　　　電話番号0877-49-8005　FAX番号0877-49-8026

　　　E-mail suitou@town.utazu.kagawa.jp

第４　契約の内容に関する質問の受付

　　　契約の内容に関する質問がある場合は、令和５年６月２３日１７時までに第３に示した場所に対し文書で行うこと。質問文書は、FAX又は電子メールによる提出も可とする。

　　　回答は令和５年６月２８日までに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者全員に対してFAX又は電子メールで通知する。

第５　入札及び開札を行う日時及び場所等

１　入札及び開札の日時　　令和５年６月３０日　午前１０時

２　入札及び改札の場所　　香川県綾歌郡宇多津町１８８１番地

宇多津町役場　西館２階会議室

３　入札書の提出方法　　　持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは認めない。

第６　入札保証金及び契約保証金

入札保証金については規則第８条各号、契約保証金については規則第２３条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和５年６月　２６日午後４時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を第３に示した場所に提出すること。

第７　入札者の参加資格

　　　次に掲げる要件を満たす者であること。

　１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

　２　宇多津町が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

　３　２の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として宇多津町との商取引に係る権限を委任されている者であること。

４　宇多津町が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

　５　会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げるものはこの要件を満たす者とする。

1. 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
2. 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る）。）を受けた者

　６　応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

　７　本公告に示した調達物品を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

　８　本公告に示した調達物品に係る据付及び調整の体制が整備されていることを証明した者であること。

　９　本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

第８　入札者に要求される事項

　　　入札に参加を希望する者は、第７の６から９の要件を満たすことを証明する書類を令和５年６月２６日午後４時までに、第３に示した場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

　　　提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和５年６月２８日までに通知する。

第10　入札の無効

　　　本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札に際し不正の行為があった場合等は当該入札を無効とする。

第11　入札又は開札の取消し又は延期による損害

　　　天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

第12　落札者の決定方法

　　　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

第13　落札の無効

　　　落札者は、落札決定の通知を受けた日から５日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

第14　予約完結権の譲渡の禁止

　　　落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

第15　その他

　１　詳細は、入札説明書による。

　２　落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

　３　入札説明会は実施しない。

　４　入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合がある。

　５　その他、本入札に関する質問等については上記第３の問い合わせ先まで、上記第４の期間に文書により行うこと。問い合わせ文書には、会社名、担当者名、電話連絡先及び送付先会社事務所の住所（担当者の個人住所などは不可）を明記すること。

　　　なお、電話、電報等による質問については一切受け付けない。

　　　また、回答が入札参加資格確認資料提出期限までに届かなかったことを理由に、資料の提出を遅らせることはできない。